

日本膀胱学会会則

および

同 施行細則

平成 28 年 8 月 8 日

日本膵臓学会会則

第1章 総 則

第1条 名 称

本会は、日本膵臓学会 Japan Pancreas Society と呼称する。

第2条 事務局

本会は、事務局を理事長の指定する機関内におく。

第2章 目的および事業

第3条 目 的

本会は、膵臓学に関する研究の進歩および普及をはかることを目的とする。

第4条 事 業

本会は、前条の目的を達成するために次の事業を行う。

1. 学術集会、研究発表会などの開催
2. 機関誌の発行
3. 内外の関連学術団体との連絡および協力
4. その他、本会の目的を達成するために必要と認められた事業

第3章 会 員

第5条 会員の資格と権利

- (1) 会員は、本会の目的に賛同する医師および研究者とする。
- (2) 会員のその他の資格、権利、義務、入退手続きは、別に定める。

第4章 役員、評議員、幹事および職員

第6条 役 員

本会に次の役員をおく。

1. 理事長 1名
2. 理 事 8名以上 10名以内
3. 監 事 2名
4. 学術集会会長および同副会長 各1名

第7条 理事長

- (1) 理事長は、本会を代表し、本会の会務を統轄する。理事長に事故がある場合には、学術集会会長（以下会長）がその職務を代行する。会長が代行できない場合、同副会長（以下副会長）がその職務を代行する。
- (2) 理事長は、理事、監事ならびに理事監事経験者より理事会の議決により選出され、評議員会において承認される。

第8条 理事および監事

- (1) 理事および監事の選出は、評議員の互選による。
- (2) 理事は、理事会を組織し、評議員会の権限に属さない本会にかかわるすべての事項を議決し、執行する。
- (3) 監事は、本会の会計および会務執行の状況を監査する。

第9条 学術集会会長および同副会長

- (1) 会長は、学術集会を主宰する。副会長は、会長を補佐し、会長に事故ある時は、その職務を代行する。
- (2) 会長および副会長は、理事会の推薦する評議員の中から、評議員会において選出される。
- (3) 会長および副会長は、当該年度において理事となる。
- (4) 副会長は、理事会および評議員会の議決を得て、次年度の会長となる。

第10条 役員の任期と定年

- (1) 理事長の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。任期は、学術集会終了の翌日から、2年後の学術集会終了の日までとする。
- (2) 理事および監事の任期は、4年とし、2年ごとに半数を改選する。理事の再任は妨げないが最大2期（通算8年）とする。監事の再任は認めない。任期は学術集会終了の翌日から、4年後の学術集会終了の日までとする。
- (3) 会長および副会長の任期は、1年とする。ただし、再任を認めない。任期は学術集会終了の翌日から、次期学術集会終了の日までとする。
- (4) 補欠選挙により選任された役員の任期は、前任者の残任期間とする。
- (5) 役員の定年は、満65歳の誕生日を迎えた次の学術集会終了の日とする。理事長の定年は、満67歳の誕生日を迎えた次の学術集会終了の日とする。
- (6) 役員は、その任期満了後でも、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。
- (7) 役員に本会の役員としてふさわしくない行為があったとき、または特別の事情があるときは、その任期中であっても理事会および評議員会の議決を経て、これを解任できる。

(8) 役員任期に関する規定については、平成12年10月29日以降に選出された役員から適用する。

第11条 評議員

- (1) 本会に若干名の評議員をおく。
- (2) 評議員は、会員の中から選出される。
- (3) 評議員は、評議員会を組織し、この会則に定める事項のほか、理事長および理事会の諮問に応じ、これに関連する事項を審議する。
- (4) 評議員の任期は、4年とし、2年ごとに半数を改選する。ただし、再任を妨げない。任期は、理事長が委嘱した日から次期評議員委嘱の前日までとする。
- (5) 評議員の資格は、施行細則による。
- (6) 評議員には、前条第4項以下の規定を準用する。この場合に「役員」とあるのは、それぞれ「評議員」と読みかえるものとする。

第12条 幹事および職員

- (1) 本会の事務処理を円滑に行うために、幹事および職員若干名をおくことができる。
- (2) 幹事は理事長の指名する会員(任期2年)および会長ならびに副会長の所属機関の会員(任期1年)各1名とする。
- (3) 職員は、事務局に所属する職員とする。
- (4) 幹事および職員は、理事会の議を経て理事長が任免する。

第5章 名誉理事長、名誉会員、特別会員

第13条 名誉理事長、名誉会員、特別会員の資格と権利

- (1) 理事長は、本会に対して特に功労のあった会員に理事会、評議員会の議を経て名誉理事長、名誉会員または特別会員の称号を贈ることができる。いずれも会費の納入を要しない。
- (2) 名誉理事長、名誉会員ならびに特別会員は、評議員会に出席して発言することができる。

第6章 賛助会員

第14条 賛助会員の資格

本会の事業を後援する個人または団体で、理事会ならびに評議員会の承認を得た者は、本会の賛助会員となることができる。

第7章 会 議

第15条 理事会

理事会は、毎年1回以上、理事長がこれを招集する。ただし、理事現在数の三分の一以上の者が会議の目

的を示して請求をしたときは、理事長は、その日から14日以内に臨時理事会を招集しなければならない。

第16条 理事会の定足数

理事会は理事現在数の三分の二以上の者が出席しなければ議事を開き、議決することができない。ただし、当該議事につき書面をもってあらかじめ、理事長もしくは他の理事に委任した者は、これを出席者とみなす。

第17条 評議員会

評議員会は、毎年1回以上、理事長がこれを招集する。ただし、評議員現在数の三分の一以上の者が目的を示して請求をしたときは、理事長は、その日から30日以内に臨時評議員会を招集しなければならない。

第18条 評議員の定足数

評議員会は、評議員現在数の過半数の者が出席しなければ議事を開き、議決することができない。ただし、当該議事につき書面をもってあらかじめ、理事長もしくは他の評議員に委任する意思を表示した者は、これを出席者とみなす。

第19条 理事会、評議員会の議決

理事会、評議員会の議事は、出席者の過半数の同意をもって決し、賛否同数のときは、理事長の決するところによる。

第20条 定期総会

理事長は、毎年1回定期総会を招集し、理事会ならびに評議員会の決定事項を報告する。

第21条 理事会、評議員会および総会の議長

理事会の議長は、理事長とする。評議員会および総会の議長は、会長とする。

第22条 評議員会での承認事項

次の事項は、評議員会に提出して承認をうけなければならない。

1. 事業計画および予算についての事項
2. 事業報告および決算についての事項
3. 財産目録
4. 会則の変更ならびに本会の解散
5. その他、理事会において必要と認められた事項

第23条 総会議事の通知

総会の議事の要領は、会員に通知する。

第24条 議事録の作成および保存

理事会および評議員会の議事録は、議長が作成し、議長および出席者代表2名が署名捺印の上、これを保存する。

第8章 委員会

第25条 委員会の設置と構成

- (1) 本会の事業の運営および発展のために各種の委員会をおくことができる。
- (2) 常置委員会および委員については、別に定める。
- (3) 臨時委員会の設置は、理事会において議決し、評議員会の承認をうけるものとする。委員の構成および任期等についても同様とする。

第9章 学術集会

第26条 学術集会

学術集会は年1回開催される。

第27条 地方支部会

本会に地方支部会をおくことができる。

第10章 資産および会計

第28条 本会の資産

本会の資産は次の通りとする。

1. 本会設立の際、日本膵臓病研究会から継承した別紙財産目録記載の財産
2. 資産から生ずる果実
3. 会費および賛助会費
4. 事業に伴う収入
5. 寄付金品
6. その他の収入

第29条 財産目録

- (1) 本会の資産は、基本財産および運用財産とする。
- (2) 基本財産は別紙財産目録のうち、基本財産の部に記載する資産および将来基本財産に編入される資産で構成する。
- (3) 運用財産は基本財産以外の資産とする。
- (4) 寄付金のうち寄付者の指定があるものは、その指定にしたがう。

第30条 資産の管理

- (1) 本会の資産は理事会の議決を経て、理事長がこれを管理する。
- (2) 基本財産のうち現金は、理事会の議決によって確実な銀行の定期預金とする等、確実な方法によって理事長が管理する。
- (3) 基本財産は処分してはならない。ただし、事業遂行上やむを得ない理由があるときは、理事会および評議員会の議決を経て、その一部にかぎり処分す

ることができる。

第31条 費用

本会の事業遂行に要する費用は、運用財産をもって支弁する。

第32条 剰余金の取り扱い

本会の決算に剰余金があるときは、理事会および評議員会の議決を経て、その一部もしくは全部を基本財産に編入し、または翌年度に繰り越すものとする。

第33条 会計年度

本会の会計年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

第11章 会則の変更ならびに本会の解散

第34条 会則の変更

本会会則は、理事会および評議員会において、それぞれ三分の二以上の同意を得て議決されなければ変更することができない。

第35条 本会の解散

本会は、理事会および評議員会において、それぞれ四分の三以上の同意を得て議決されなければ解散することができない。

第36条 残余財産の処理

本会の解散にともなう残余財産は、理事会および評議員会の議決を経て、本会と類似の目的を有する公益事業に寄付するものとする。

第12章 補 則

第37条 日本膵臓病研究会との関係

本会は、日本膵臓病研究会の事業を継承する。

第38条 施行細則の制定

本会則の施行についての詳細は、理事会および評議員会の議決を経て別に定める。

第39条 会則の解釈

本会則の解釈について疑義が生じた場合は、理事会の解釈による。

附 則

本会則は、昭和60年5月20日から施行する。

本会則は、平成3年8月2日から一部改正する。

本会則は、平成10年4月16日から一部改正する。

本会則は、平成12年10月28日から一部改正する。

本会則は、平成15年7月9日から一部改正する。

日本膵臓学会会則施行細則

I. 会 員

- (1) 本会の会員となることを希望するものは、所定の入会申込書を提出し、理事会の承認を受けなければならない。
- (2) 会員は、別に定める会費を納入しなければならない。
- (3) 会員は、本会の主催する学術集会において研究の成果を発表することができる。その際、共同発表者も本会会員でなければならない。ただし、会長が認めた発表者および共同研究者はその限りでない。
- (4) 会員は、総会に出席して、議長の許可を得て発言することができる。
- (5) 会員は、機関誌の配布をうける。
- (6) 会員の会費は、年額 10,000円とする。
- (7) 会員は、次の理由によって、その資格を喪失する。
 1. 退会
 2. 禁治産者または準禁治産者の宣告
 3. 死亡または失踪宣告
 4. 除名
- (8) 会員で退会しようとするものは、理由を付して退会届を理事長に提出しなければならない。
- (9) 会費を2年以上滞納したものは、理事会において退会した者とみなすことができる。
- (10) 会員が次の各号の一に該当するときは、理事会の議決に基づいて理事長がこれを除名することができる。
 1. 本会の会員としての義務に違反したとき。
 2. 本会の名誉を傷つけ、または本会の目的に反する行為のあったとき。
- (11) 会費は前納とし、既納の会費はいかなる理由があっても、これを返還しない。

II. 理事の選出

- (1) 理事の選出は、評議員の投票による。ただし、委任状による投票は認めない。
- (2) 理事の候補者になろうとするものは、理事長が定めた期日までに、書面をもってその旨を理事長に届出るものとする。ただし、監事との重複立候補は認めない。候補者が定数に達しないときは再公募する。

- (3) 評議員会の議長は、評議員の中から2名または3名の開票立会人を指名する。開票立会人は、開票に関する事務を担当する。
- (4) 次の投票はこれを無効とする。
 1. 所定の用紙を用いないもの。
 2. 記載した氏名を確認できないもの。
 3. 投票に関して所定の事項を守らないもの。
- (5) 理事の選出は、選出数連記の投票とし、上位得票者を当選とする。ただし、得票数同数のときは、年長者より順に当選とする。
- (6) 理事に欠員を生じた場合は、補欠選挙を行う。
- (7) 会則第10条第7項の適用にさいしては、会則第20条の規定にかかわらず、理事会および評議員会において、それぞれ三分の二以上の同意を必要とする。

III. 監事の選出

- (1) 監事の選出は、評議員の投票による。ただし、委任状による投票は認めない。
- (2) 監事の候補者になろうとするものは、理事長が定めた期日までに、書面をもってその旨を理事長に届出るものとする。但し、理事との重複立候補は認めない。候補者が定数に達しないときは再公募する。
- (3) 開票立会人の選任および無効投票の定義は、理事選挙と同様に行う。
- (4) 監事の選出は、単記投票とし、それぞれ上位得票者を当選とする。ただし、得票数同数のときは、年長者より順に当選とする。
- (5) 監事に欠員を生じた場合は、補欠選挙を行う。
- (6) 会則第10条第7項の適用にさいしては、会則第20条の規定にかかわらず、理事会および評議員会において、それぞれ三分の二以上の同意を必要とする。

IV. 補欠選挙

- (1) 理事または監事に欠員が生じた場合、および定年により欠員が生じる場合には、最も近い時期に開催される評議員会で補欠選挙を行う。
- (2) 定例の理事および監事の選挙と重ならない場合には、欠員分のみをIIおよびIIIと同様の方法で選出する。

- (3) 定例の理事および監事の選挙と重なる場合には、改選数と欠員分をあわせて立候補を募り、II および III と同様の方法で選出する。当選者のなかでも、上位得票者より通常改選分、欠員補充分を決定する。

V. 評議員の選出

- (1) 評議員の総数は約 120 名とし、内科系、外科系ほぼ同数とする。
- (2) 評議員は、次項に定める資格を有する応募者の中から評議員選考委員会で選出された者とする。
- (3) 評議員となりうる者は、次の資格のすべてを有する者とする。
1. 65 歳未満の会員
 2. 連続 5 年以上の会員で、評議員に応募する時点において会費を完納している者
 3. 評議員申請時において、最近 5 年間に雑誌「脾胃」または「Pancreas」に 1 編以上の論文掲載 (in press を含む) 経験のある者
- (4) 評議員に応募する者は、期日までに履歴書ならびに業績目録 (所定用紙) を提出するものとする。
- (5) 評議員選考委員会は、提出された前項の書類にもとづいて選考を行い、評議員候補者として総数の約半数を選出して理事長に報告する。
- (6) 評議員選考委員会は、定員約 15 名とし、非改選評議員の互選による。得票同数のときは、年長者を当選とする。任期は 2 年とし、再任を妨げない。

VI. 名誉理事長、名誉会員および特別会員

- (1) 名誉理事長となりうる者は、本会理事長をつとめ退任したものとする。
- (2) 名誉会員となりうる者は、原則として本会会長をつとめた者、または本会の役員をつとめ定年に達したものであるものとする。
- (3) 特別会員は、本会に特に功労のあった会員で、65 歳に達したものであるものとする。

VII. 賛助会員

- (1) 賛助会員は、本会の主催する大会、研究発表会を傍聴することができる。
- (2) 賛助会員は、機関誌の配布をうけることができる。
- (3) 賛助会員の会費は、年額一口 100,000 円、一口以上とする。

VIII. 図書会員

- (1) 図書会員は、機関誌の配布をうけることができる。
- (2) 図書会員の会費は、年額 12,000 円とする。

IX. 常置委員会および臨時委員会

- (1) 本会に常置委員会、および臨時委員会をおく。委員会の委員の構成は、次のとおり定める。委員の併任は、これを妨げない。

	理事	評議員	計
評議員選考委員会	1	14	15
財務委員会	2	6	8
国際交流委員会	2	6	8
編集委員会	1		20
社会保険審議委員会	1	5	6
倫理委員会	1	5	6
認定資格制度審議委員会	2	10	12

- (2) 常置委員会の委員長は、評議員選考委員会を除き、理事会の推薦にもとづき、評議員会において選出される。
- (3) 評議員選考委員会の委員は、評議員会において投票により選出され、委員長は選出された委員の中から互選される。
- (4) 財務委員会の委員長および担当理事は理事会で理事から選出され、評議員会で承認される。委員長は評議員より委員を 6 名指名する。
- (5) 国際交流委員、社会保険審議委員会ならびに倫理委員会の委員のうち、理事から選出される委員は理事会で選出される。評議員から選出される委員は委員長の指名による。
- (6) 編集委員会の委員のうち、理事から選出される委員は理事会で選出される。委員長は会員の中から編集委員約 19 名を指名する。
- (7) 認定資格制度審議委員会の委員長は指導医認定委員会の委員長とし、副委員長は指導施設認定委員会の委員長とする。各委員長は各委員を指名する。各委員は 20 名を上限とする。
- (8) 委員長は、当該委員会の会務を統轄する。委員の任期は 2 年とし、再任を妨げない。
- (9) 臨時委員会
臨時委員会の設立は、必要に応じて理事会で決定される。委員長は理事会で選出され、臨時委員会の構成委員は適宜、委員長が指名し、理事長の承認を得る。
- (10) 各委員会の参加者に対する交通費・宿泊費について

て交通費は、住所地の近隣主要駅から会議会場近隣主要駅までの公共交通機関・正規料金(飛行機利用の場合は普通運賃, 新幹線利用の場合はのぞみ普通指定席運賃)を支給する。

名誉理事長, 名誉会員, 特別会員, 役員には飛行機利用の場合はスーパーシート料金, 新幹線利用の場合はグリーン車運賃を支給する。市内の移動費用は一律3000円とする。委員会に参加するために宿泊が必要であると認定された場合, 宿泊費として一泊15000円を支給する。交通費・宿泊費の支給は各委員会の委員長, または理事長が決定する。交通費・宿泊費は他の経費で支給されない場合に限り支給し, 関連学会において開催する会議では当該学会会員には支給しない。

X. 本会発足にともなう経過措置

日本膵臓病研究会の会員歴は, 本会の会員歴としてあつかわれる。

附 則

- (1) 本細則は, 理事会および評議員会の議決を得なければ変更することができない。
- (2) 本細則は, 昭和 60 年 5 月 20 日から施行する。
- (3) 本細則は, 平成 3 年 8 月 2 日から一部改正する。
- (4) 本細則は, 平成 7 年 1 月 1 日から一部改正する。
- (5) 本細則は, 平成 7 年 5 月 10 日から一部改正する。
- (6) 本細則は, 平成 10 年 4 月 16 日から一部改正する。
- (7) 本細則は, 平成 11 年 10 月 29 日から一部改正する。
- (8) 本細則は, 平成 12 年 10 月 28 日から一部改正する。
- (9) 本細則は, 平成 18 年 6 月 29 日から一部改正する。
- (10) 本細則は, 平成 19 年 6 月 28 日から一部改正する。
- (11) 本細則は, 平成 22 年 7 月 10 日から一部改正する。
- (12) 本細則は, 平成 24 年 6 月 28 日から一部改正する。
- (13) 本細則は, 平成 26 年 7 月 12 日から一部改正する。
- (14) 本細則は, 平成 27 年 6 月 21 日から一部改正する。
- (15) 本細則は, 平成 28 年 8 月 8 日から一部改正する。